

大阪府立狭山池博物館運営審議会運営要綱

（趣 旨）

第一条 この要綱は、大阪府立狭山池博物館運営審議会規則（平成 24 年大阪府規則第 271 号。平成 28 年大阪府規則第 97 号。以下「規則」という。）第八条の規定に基づき、大阪府立狭山池博物館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第二条 会長は、審議会の会議の日の前日までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある専門委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（議 事）

第三条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。
2 議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

（議事要旨）

第四条 議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

- 一 審議会の会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び専門委員の氏名
- 三 調査審議の内容

（答 申）

第五条 会長は、審議会の会議で議決のあったときは、速やかに答申を行わなければならぬ。
2 前項の答申は、書面をもって行う。

（庶 務）

第六条 審議会の庶務は、都市整備部において行う。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。